

第49回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成28年3月3日（木）16時00分～18時00分

場所：日比谷松本楼 本店2階 銀杏の間

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 井田 香奈子（朝日新聞オピニオン編集部次長）
中川 英彦（元京都大学法学研究科教授）
長見 萬里野（全国消費者協会連合会会長）
松永 真理（テルモ株式会社社外取締役）
湯浅 誠（法政大学現代福祉学部教授）
村木 厚子（前厚生労働事務次官）

（日弁連）

会長 村越 進
次年度会長 中本 和洋
副会長 三宅 弘、岡 正晶、長田 正寛、川上 明彦
事務総長 春名 一典
次年度事務総長 出井 直樹
会長特別補佐 稲田 知江子
事務次長 吉岡 毅、戸田 綾美、道 あゆみ、二川 裕之、近藤 健太
広報室室長 佐熊 真紀子

（説明協力者）

民事司法改革に関する最高裁との協議・「基盤整備」部会協議員 赤羽 宏
以上 敬称略

1. 開会

（吉岡事務次長）

それでは時間となりましたので、第49回日弁連市民会議を始めさせていただきます。それでは、まず、日弁連側の出席者から自己紹介を、そちらから。

（赤羽民事司法改革に関する最高裁との協議・「基盤整備」部会協議員）

赤羽と申します。今日は最高裁協議の関係で、ご報告とご意見を伺うためにまいりました。よろしく願いいたします。

（長田副会長）

副会長の長田と言います。今、赤羽先生がお話になった議題1の地域司法の基盤整備に

関して担当していた副会長なので、簡単に最初にご説明をさせていただくということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(村越会長)

村越です。よろしくお願いいたします。

(春名事務総長)

事務総長の春名でございます。今日もよろしくお願いいたします。

(三宅副会長)

担当副会長の三宅でございます。よろしくお願いいたします。

(岡副会長)

第一東京弁護士会の会長を兼ねております。副会長の岡と申します。今日は出番はありません。

(吉岡事務次長)

本日の司会を担当させていただきます事務次長の吉岡と申します。よろしくお願いいたします。

(二川事務次長)

はじめて市民会議に参加させていただきます。私、1月から事務次長に着任いたしました二川と申します。担当は、民事司法関連の委員会の大半、あるいは法曹養成、ADR センター、死刑廃止検討委員会等を担当しております。よろしくお願いいたします。

(吉岡事務次長)

ありがとうございます。

それでは、まずお手元の配付資料のほうをご確認いただければと思います。資料の議題1に、地域司法の基盤整備に関する取組についてというところで、関連資料一式でございます。それから、議題2、若手支援の取組についてということでございます。それから、議題3が、司法調査室の発足について。それから1枚、日弁連新聞504号というのがございます。縮刷版にはなっておりますが。それから、日弁連市民会議の議事録第48回、これが事前の配付物ということでございます。それから、今日の配付ということで、懇親会地図・席次ということもございます。ご確認いただけますでしょうか。何か足りないものがありましたら。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、北川議長、進行をお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは会議を始めさせていただきます。委員の皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、清原慶子委員、ダニエル・フット委員、神津里季生委員が、所用のためご欠席でございます。それでは、第49回の市民会議を開催させていただきます。

3. 村越進日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に村越進日弁連会長から、ご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

(村越会長)

村越でございます。委員の先生方には、年度末大変お忙しい中、第49回の日弁連市民会議にご参加いただき、誠にありがとうございます。

今年度最後の市民会議といいますか、村越執行部2年間での最後の市民会議ということで、今日はこの松本楼のほうで開催をさせていただきました。既に、4月からの新しい会長、事務総長が決まっております。今、新執行部で勉強会をやっておりますので、終わ次第中本新会長と出井新事務総長が、ここにまいってご挨拶をする予定であります。

いくつかテーマは用意させていただいておりますが、最終回ということでございますので、テーマに限らず、また先生方から忌憚のないご意見をいただければと思います。2年間の全般を振り返ってのご指摘をいただければ、大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

次に、議事録の署名人を決定したいと思います。松永委員と村木委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。

それではお二人、よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題① 地域司法の基盤整備に関する取組について

(北川議長)

それでは、ご説明あった議題に入りますが、お手元に配付されている議題のとおり、進めさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

議題の第1「地域司法の基盤整備に関する取組について」を検討していきたいと思えます。まず、長田正寛副会長、赤羽宏民事司法改革に関する最高裁との協議・「基盤整備」部会協議員にご説明をお願いいたしたいと思えますが、よろしくお願いいたしますを申し上げます。それでは、お願いいたします。

(長田副会長)

それでは、最初に担当副会長の長田のほうから、若干前振りをさせていただきます、詳細については、赤羽弁護士のほうからお話をさせていただくことにしたいと思います。

資料はお手元に配付させていただきました 49-1 でございます。1/11 に表題が、地域司法の基盤整備に関する会長声明、今年の 1 月に発表したものでございまして、この声明の関係が 3 ページまで。そして、4/11 と 5/11 に、赤羽弁護士から説明をしていただく、そのレジュメを配付させていただきました。

簡単にご説明をさせていただくと、地域司法の基盤整備というものがどういうことなのかということでございますけれども、一昨年 10 月から最高裁判所の裁判官、現場の事務総局の裁判官と昨年 12 月まで 9 回にわたって協議をしてきました。今年の 1 月に最終の区切りということで発表したものが、今の 1/11 の会長声明でございます。

地域司法の基盤整備というものが簡単に言うと、どういうことかということ、私の出身は札幌なんですけれども、札幌を所管している地方裁判所というのが、札幌地方裁判所、家裁で言うと札幌家庭裁判所というのが、札幌市に一つずつございます。その地方裁判所のテリトリーがかなり広範にわたっているので、その裁判所に近いところの住民はそのまますぐ利用できますけれども、遠くなると、なかなか利便性が悪いという事情が出てきますので、そこで地方裁判所の本庁というところをカバーするために、支部というのを裁判所のほうで設置しています。普通は本庁の周辺に少し住民の利便性を考えて遠くに配置しているんですけれども、同じ裁判所なんですけれども、違いがあって、本庁のできることのすべてが支部でできるということにはなっていないというところが、一番問題でありまして、例えば今一番労働の関係で言うと利便性が高くなっている労働審判という簡便な手続が、司法審の改革以降出来上がっているんですけれども、そういう手続はまず支部の裁判所は、原則として取り扱われていない。さっきの利便性のことを考えると、遠くの人のためにつくったのに、労働審判を利用するためには、元の本庁のほうで申立をしなければいけない。

それから、よくご存じの裁判員裁判も、原則は本庁で取り扱って、支部では取り扱わないのが原則になっていて、同じような不便な状態になっている。それから、例えば強制執行とかという分野も最近支部では取り扱わずに、本庁に集約化したりして、そういう点で本庁と支部の利便性がかなり質的に異なっているので、日弁連としては、その質的に異なっている部分のところを埋めてほしいということを長年にわたって裁判所等にいろんな決議を上げて要望をしているという事情があります。

それから、同じ支部なんですけれども、近いところにある支部と、本庁から遠くにある支部というのが簡単に言うとありまして、遠くの支部には裁判官がないという支部が全国にいくつかあります。札幌で言うと、遠くに支部がありますけれども、そこは裁判官がないので、最寄りに常駐している支部の裁判官か、もしくは本庁にいる裁判官が、その非常駐支部というところに出張して、そして臨時的に裁判を行っているという仕組みになっていて、そうすると、その裁判官がないところの裁判というのは、限られた日時でしか開催されていないということもあって、やっぱり利便性でいうと遠くに行くに従って、裁判所なかなか利用することができない、こういう事情があるんですね。そこも改善

してほしいということを日弁連としてずっと主張し続けてきました。

それで、今回、一昨年からその裁判官の常駐や、あるいは支部で労働審判を実施してほしいというお願いをしている中で、最高裁と先ほどお話した協議を重ねてきて、今回会長声明で少し触れていますけれども、一定の結論を得て終結したということでございます。簡単に言うと、そういうことなので、あと詳しいところは、赤羽弁護士のほうから、よろしく願いいたします。

(赤羽協議員)

今回の最高裁協議のご説明するにあたって、前提事実をご説明したほうが分かりやすいかなと思ってペーパーを用意したのですが、4/11 なんですけれども、裁判所の設置場所というのは、明治に裁判所ができてから、それほど大きな変動はなかったのですが、この間、一番大きな変動というのは、平成2年に地・家裁の支部が大きく統廃合されたということがありました。

もう一つは、裁判所には一番軽微な事件を扱う簡易裁判所というのがあるのですが、これが昭和63年にかなり大きく縮小されております。東京とか大阪などは平成6年に、1か所に集中するというような措置を受けて、かなり裁判所の物的基盤というものが集中化という方向に歩んできておりました。平成2年に大きな支部の統廃合があって、その後、20年以上もそのまま放置されていたということもあって、裁判所の物的な基盤整備というのが、実情と合わなくなっているのではないかというのが、まず背景としてありました。その間には人口が大きく変わったり、交通事情が変わったり、裁判所から見ると一番変わっているのは、事件数が増えた地域と減った地域とか、いろいろ大きな基礎的なデータが違ってきておりました。そういった背景がありました。

審議会意見書以降、日弁連もこういった司法基盤の充実に向けて、様々な意見を提案してきていたのですが、典型的にすべての、先ほど出ました支部長がいない、いわば支店長のいない支部というところには、すべてに裁判官を最低でも一人置いてくれとかという提案などはしてきたのですが、総花的といいますか、すべてについてという提案が今までの日弁連の提案だったのですが、今回の協議では、それだと少し話が前進しないだろうと。もう少し重点地域を決めて交渉しないといけないのではないかと。こういう姿勢をもって、今回の一昨年からの協議に臨んでいます。

今、裁判所が抱えている問題についていえば、人的な問題、物的な問題、様々な問題があるのですが、やはり一番大きいのは裁判官の人数が足りない。それに伴って書記官も足りない。家裁事件などでは特に調査官という専門家が重要な役割を果たしますが、この調査官も足りない。こういった人的な数が足りないということが様々な問題を起こしている、それがすべての支部に裁判官が配置できないというような状態になっているという、そういう背景があります。

ただ、そうは言っても、まだまだ工夫の余地があるのではないかなということで、今回大きく分けて三つの点に絞って協議を行いました。一つが、先ほど出ました労働審判とい

う制度をもっと活用しようではないかと。これは、本庁という都道府県には一つずつ本庁はあるのですが、北海道は四つありますが、支部でやっているのは小倉と立川だけ。これをもう少し広げて実施してはどうかという提案をまず行いました。

この労働審判というのは、審議会ができて、様々な制度改革が行われた中で一番と言っていいぐらい評価の高い制度なんですね。3回の手続で、労働者と企業の紛争を解決すると、短期に解決すると。内容も充実した審議を行うということで、これは裁判所も認めているし、弁護士の方でも非常に評価の高い制度なんですね。これには、労働者側と経営者側、それぞれ専門委員が立ち会ってアドバイスしますので、決して裁判官が単独でということではなく、豊富な経験を持った関係者の関与の下で、紛争解決が短期に行われる。こんなに評価の高い制度なのだから、支部でも実施してはどうかということで協議に入りまして、いくつか私たちのほうで具体的な提案、こことここはどうだろうという提案を差し上げていて、最高裁のほうでそれを検討して、今回実施の拡大という形で回答が出たのが、この長野と静岡と広島この三つの支部でございます。

この地域というのは、一つは労働事件が多いということももちろんあるのですが、例えば長野であれば、北のほうに長野市があつて、むしろ中心は松本なんです。本庁というのは、県庁所在地にありますから、県庁所在地が偏在化していても、県のはずれにあるということで、そうすると長野であれば、南部の人からすると本庁まで行くのは非常に距離がかかるということで、各都道府県ごとの地理的な状況を細かく調べて、この件はやはり中央にある支部でやったらどうかという提案をいくつか重ねまして、そのときは長野でした。

静岡というのは非常に紛争、事件数の多い地域だということもありまして、それで浜松という形で実現しそうだ。福山も同じように広島との距離が離れていて、しかもかなり大きな企業があつて労働紛争が多発していると。そういう背景があつて、これについては実施すると。三つの支部についての実施ということで、前向きな回答をいただいたということ。

支部では、非常に取り扱う事件が限られているということなのですが、私たちが心配しているのは、小さな事件、小さな事件というと失礼かもしれませんが、軽微な事件になればなるほど、司法アクセスが悪くなると潜在化してしまう。例えば5万円請求する、10万円請求するという事件で、移動手段に3,000円、5,000円かかると思ったら諦めてしまう。労働審判というのは、労働者の未払い賃金とか、解雇問題がありますが、比較的少額な事件が多いということで、アクセスが悪い、遠いというだけで、もう泣き寝入りしてしまう方が非常に多いんです。その典型が今、長田副会長から出ましたように、北海道などは半日かけて、1日かけてじゃないと裁判所に行けないということもありまして、特に北海道などはこういった問題を改善するために、支部での実施が必要であると。そんな議論を重ねました。

結果的には三つなのですが、今回の協議では、具体的な実現する支部のほかにも様々な問題について意見交換ができたので、今後もまたこういった問題については、意見交換し

ながら実情に沿った形で支部での実施を認めていただければと考えています。

2番目の協議の課題といたすのは、非常駐支部とって支部長がない、または、裁判官が常駐していない支部の裁判官の開廷日を増大したいという論点があります。支部長がないというのは、ちょっと言い過ぎなのですが、本庁の裁判官が兼務しているという形での支部長しかいない。いわば銀行でいえば、支店長がない。本店から兼任でしか来ないと。そこに常駐した支店長がない、そういう支店になるわけです。

そうしますと、当然裁判が開廷される日が限られてきますので、そこで事件を起こす弁護士、当事者からすると、非常に開廷日が何曜日だということを気にしながらやるということで、これもおのずと訴訟提起などについては足かせになってしまう。できるだけいつ行っても裁判官が一人はいてほしいというのが、これまでの常駐化のお願いだったのですが、それを全支部と言わないで、今回はやはり重点化ということで、その中でも特に弊害が目立つ、地元で困っている人の多い支部を中心に提案をしまして、一つその中で常駐化ということで、松江地家裁の出雲支部については週5日、しかも支部長そこで常駐している裁判官を置きましようということになりました。また、そのほか三つの支部、具体的には、静岡の掛川、神戸の柏原、高松の観音寺、これについては、裁判をやる回数を週何回、例えば週3回だったなら週4回にしようとか、かなりきめ細かな対応をするということで回答をいただきました。

ただ、これは最高裁が決める話ではありませんので、地元の裁判所の裁判官会議で決めることですので、最高裁が決めるというよりは、それに見合ったように裁判所も人事の手当をするということが基本的な対応かと思えます。あとは地元の裁判所の対応に委ねるということになります。これが二つ目の論点でした。

三つ目は、本庁という話のほかに支部、さらに家庭裁判所には出張所というところがありまして、これは銀行などと比例してみれば分かるのですが、本店、支店、それから人がいない出張所とか、機械店とかあるのですが、出張所というのがかなりまだ残っていて、全国で77か所ございます。そのうち20か所は、平成2年に支部が廃止されたところに、これは国会の付帯決議を踏まえ、出張所という形で事件の受付はしましようということで残してもらったところですが、ところが、そういった出張所について、まだ十分に利用されていないし、事件は受け付けるけれども、そこでは審理は行われたいという形が続いていたものですから、それをもうちょっと柔軟に運用してほしいという協議をしました。

その結果、3/11という形で、1番目が、裁判官が常駐していない支部については裁判官の原則的な期日以外にも臨時の開廷日を設けることについて裁判所は柔軟に対応するための手続がここで書かれています。そして、2番目には、家庭裁判所の受付しかしていない出張所でも臨時に出張調停を開くための手続を確認しています。日弁連では会員にもっと積極的に臨時のてん補、臨時の出張調停の運用について、適切に対応しましようという呼びかけをするということになりました。こういった取り纏めになった結果、実際には現場の裁判官などの判断なんですけど、今まで固定化してあまり使われていない出張所、ないし

は非常駐支部の運用について、もっと柔軟な取扱をする必要性について裁判所にもご了解いただいたのではないかと考えています。

これは、形式的にはこれまでもできたことだったのですが、なかなか弁護士の固定観念というか、ここの裁判所ではこういう事件取り扱われないという思い込みが激しいところもあって、なかなか運用上、活性化していなかったという背景もあります。本来はできることをなぜ使わなかったのかという弁護士自体の問題でもあったのですが、もう一度原点に戻って、臨時の柔軟な運用に心がけようということで呼びかけをして、裁判所もそれに協力しようという形になりました。

一応今回の協議の結果、前向きな回答が出たというのは、労働審判の問題、非常駐支部の期日の問題、それと臨時の開廷日などの運用に関する裁判所との協力関係。この三つの点なんですが、それ以外にもいくつか話し合われた点がございまして、その一つは合議事件を取り扱う支部の拡大という課題です。事件を担当する裁判体には裁判官が一人で判断する事件と3人の裁判官で判断する事件とありまして、医療過誤だとか建築の複雑な紛争などについては3人の裁判官が関わって、複雑な事件処理にあたります。そういった重要な事件処理をするためには、合議体という裁判官3人の組織が必要ですが、先ほど言ったように裁判官一人もいない支部は別として、裁判官が3人以上いながらこのような合議体によって複雑な事件を担当する運用をしていない支部も多いため、なるべくこの合議を増やしていこうという提案をしたのですが、これについてはなかなか前向きな回答はいただけませんでした。

ところで、今まで出た問題は、地方の支部の機能をどうやって充実させて、裁判所を利用する人たちの足かせを少なくしようという観点からの交渉だったのですが、もう一つ、都市型過疎という問題があります。地方では支部の地元の人口が少なくなって、裁判官もいなくなるという地方型過疎の問題がありますが、都市型過疎というのは、典型的なのが人口急増地にある市川の問題でございまして。市川には家庭裁判所の出張所しかないんです。ところが、その市川の出張所で取り扱われている事件は、ほかの都道府県の本庁並の事件数があります。ここのペーパーの5/11に簡単にご紹介したのが、家庭裁判所、家事事件の事件数で、ちょっとデータで言うと平成23、24年と古いのですが、こういった事件数の増大に見合った体制整備ができていないという意味での不均衡も起きています。なぜ、こんな出張所のままなのだろうか。ここには支部ぐらい置いていただいてもいいんじゃないかといったことについても、意見交換をしました。

もちろん、裁判所も手をこまねているわけではなくて、こういったところについては、裁判官の派遣の数を増大するというような対応をしています。やはりここには支部、裁判官が何人も常駐するような形を取ってほしいということを伝えました。ただ、これは予算をかなり使う問題で実現には時間を必要としますので、運用改善で対応できる課題を中心とした今回の協議の性格からして、具体的に話をすすめることは、それはちょっと時間的な点から難しかったかとは思っています。ただ、こういった地方の司法基盤全般について

の意見交換を行ったというのが、今回の協議の二つ目の特徴かなというふうに思っております。

この意見交換の中で裁判所も考えていることを伺って、私が今、日弁連で所属している委員会が各地域の、特に支部などから活躍している若い弁護士が集まっている委員会です。今回の最高裁協議でこんな話が出たよと。それを持ち帰ってじゃあ地元でもうちよっとうこういうことで取り組もうじゃないかというフィードバックすることも大事かなと思っております。そのような様々な協議の過程を通して得た教訓などもあるのですが、今回はそういった形で協議という形を通して実現した成果と教訓を多くの弁護士と共有しながら、いろんな形でこれを今後の支部機能の発展のために使わせていただければと考えております。

(北川議長)

お二人、ありがとうございました。それでは、今のお二人のいろんな件に関しまして、ご質問なり、あるいはご意見等ございましたら、委員の皆さんから、頂戴いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

(村越会長)

そのクリアファイルも初めてなのですけど、最高裁とこういう協議をやったのも、実は初めて、驚くべきことに未だかつてこういう協議の場を持てたことがなかったわけでした。

(北川議長)

ちょっとそういった背景をもう少し会長さんから。

(村木委員)

そうですね。なぜ、それが実現したか。

(北川議長)

もう少しお話しいただいたら分かりやすいかなと思うのですが。

(赤羽協議員)

今までの日弁連の対応を見ると、意見書、要望書はかなり出しています。例えば裁判官を倍増してくれという意見書などは出しているんですね。それからすべての支部に裁判官を、という提案をしています。やはり日弁連としてそこから踏み込んで、どこかの支部に何をやってくれという提案はなかなかしづらいところがあるんだろうと思うんですね。今回、私たちが提案するときも、ここをこう提案したら、ほかの支部の方はどう考えるのか。そういうことも考えざるを得ませんでしたので、そういったこともあって、一律に、という提案がずっと続いていました。

(北川議長)

ということは、25年ぶりということですね。

(赤羽協議員)

平成2年の支部廃止のときも、公式の協議はやっていないと思います。

(北川議長)

改革を動かされたというのは、平成2年には、242が230とか、それ以来？

(赤羽協議員)

支部については、2か所、相模原と苫小牧が増えたのは増えているのですが、20年間に2か所です。

(北川議長)

2か所。今回は3か所。

(村越会長)

協議をして、合意をして、こうしましょうとって何かが変わったということは、今までないわけです。一方的におやりになるから、こっちはそれに反対とずっと言っていた、そういう関係で来たわけなんです。

(北川議長)

ということは、法の支配といいますか、弁護士さんは市民の味方というか、そういうことからいくと、そういう話し合いというのは、やっぱり最高裁と会長さんが仲いいとか、ケンカしたとか、そのあたりがちょっと私どもはその感覚が分からないのですが、もっと法が社会全体に行き渡ったほうがいいと思うんですけど、そういう点ではこれは画期的なことでしょうか。

(村越会長)

画期的だという意味で報告させていただいています。今までは、こちらはこちらで、とにかく労働審判であれば、全部の支部でやれという原則を言っていて、そんなこと冗談じゃないよということで終わりだったわけです。

(北川議長)

今まで、だけど、建前論できたのが、現実論で対応されて成果が上がったという見方もいいんですか。大体背景、そんなことでございますか。

(中川委員)

私も北川議長と同じ感覚で、びっくりしたんですけども、本当に壁が高い、仲が悪いというか、ともに司法を支える人たちでありながら、もうお互いに犬猿の仲。これは司法制度改革の当時からそうでありまして、裁判所の方が会議に出てきたことなんか一回もないんですよ。一回もないというか、議題のときは来るんですけど、要すれば一緒に改革をやるという気運は全くなくて、どういうことかなと、私なども非常に不思議だったのですが、国民というか利用する側から見れば、当然そこで何らかの話し合いが行われて、こういう形になっているというふうに思いますよね。ところが実際はそうじゃないというあたりが、極めて奇異というか、なんですよ。

だから、本当言えば、そういう定期的な連絡協議会みたいものを設けて、そこで日常的にコミュニケーションをやるというのが、自然の姿であるように思いますので、その辺を目指して、是非頑張ってくださいたいし、それからまた、そういうのは第三者が言ったほうがいいんですよ。

(北川議長)

そういうこと。

(中川委員)

ですから、マスコミの方とか、そういうあたりが、これおかしいんじゃないかという問題提起をやはりしていただくことも大事だと思いました。

(北川議長)

村木委員、どうぞ。

(村木委員)

本当は裁判所にお聞きしなければいけないんですけど、一番ベースにある問題は裁判官、事務官、調査官の不足とおっしゃっておられたので、こういうことが実現すると、今回は人員が増えることにつながったんですよね。さっき、予算や人のことは言われたくないという話があって、ほかの役所の感覚からいうとすごくびっくりです。よそからそういう要望もたくさん来ているので、人を増やしてほしいんです、お金を増やしてほしいんですという要望の材料に使うのが普通なので、その感覚にすごくびっくりしました。

(赤羽協議員)

やっぱり予算の問題は大きくて、日弁連の委員会のほうでも、こういうパンフレットを使って司法予算の増大を求めてきました。そして、先ほどの協議の中でも司法予算の増大を図りながら運用改善も図ってってもらいたいという、そういう考え方で協議を重ねてきましたが、なかなか予算措置を伴う課題ということになると、最高裁もやはり及び腰になっている気がします。この司法予算、裁判所関連予算は近年は 3,000 億ちょっとで、国家予算の占めるパーセンテージでいくと 0.3% 台で、20 年間ぐらいその比率は増えていません。

本当は予算を増やして、今言ったような裁判官の数もちゃんと増やしていただいて、そうすると、支部の非常駐の問題も解決がつくんですけども、予算を増やすことについていえば、裁判所のほうは慎重でして、裁判官は増やしても、かわりに裁判所の職員を削ったりしています。本来で言えば、国民からそういう要望がたくさん出て、これに基づいて司法予算が今の 0.3% から大幅に増大すれば、必然的に先ほどの支部の問題の多くは解決がつくんですけども、なかなかそこにたどり着かないというのが現状ですね。

(北川議長)

どこかでその声を出さないと。ご努力いただいて、最高裁が歩み寄られたんだと思うんです。二項対立ではなしに実現化、しかし、これ法の支配を広げていこうとか、そういう観点からいくと、我々から見ると、その考え方というか、消極的な日弁連さんの言いにくいなこと自体が問題、だから、皆さん、さっきおっしゃっていただいたようなマスコミとか、少し本当にローカルなんかでもいるんだという、そういうところは必要なんじゃないかという、その角度からのご議論というのは、出てきていいのかなと。

(赤羽協議員)

北川さんから何度も法の支配というお話を伺ったのですが、交渉していて、裁判所は、まず今起きている問題に緊急避難的に対応することがスタート地点だったと思います。ですから、人が限られた中で非常に自由度が少ない中での裁判官の配置をどのように工夫して問題を回避するかという対応になります。日弁連の協議員は5人いましたが、私たちはそういうものはもちろんだけれども、もっと司法の質を上げようじゃないかと。そういう視点での提案を基本としていました。そして、課題に取り組む姿勢の方向が違っていた論点というのは、この司法予算の問題が関係していたと思います。そして、やはり私たちの提案は、当然予算が伴う提案になってきますので、もっと多くの国民の方からの支援も必要だと考えています。

(村木委員)

関連してもう一つだけいいですか。私、法制審の議論の中で面白いなど、私なんかの持っている常識とずいぶん違うなと思ったのは、やっぱり否認をしていない、本人が認めている事件とか、簡易な事件の手続をできるだけ圧縮して、逆にもめている事件とか、大きな事件とかに時間やお金をかけるという発想がないことです。お金が増やせないんだったら、合理化、簡素化できるところは簡素化をして、ということを裁判所はいやがるという姿勢が見えていて、驚きました。それから、日弁連も、検事さんたちも、やっぱりそこに踏み込むのは怖いなという思いがあるように見えました。予算がいくらでも増えればいいけれど、増えないんだったら、少し軽めにするところをするべきだと思うのですが、誰もその議論へは入ってってくれなかったというのがすごく印象的でしたが、予算もこれからなかなか増えないと思うので、裁判官の給料を削らなくてもいいとしたら、どこかで何か少し軽くできるものとか、合理化できるものというのは、普通は一生懸命考えるんじゃないかなという気はしますよね。

(北川議長)

私なんか思いますのは、例えば地方創生というでしょう。だけど、法が東京へ集中しすぎて、全部集中してしまっていて、地方も過疎で、何で地方創生ができるのというのは、こういう問題も一つだと。チャンスというような感じもする。

(中川委員)

ちょっとこれは離れるかもしれないけれど、要するに法制度を支えている全体的な予算、だから日弁連さんの予算もそのうちの一部だと思うけれど、現在の法制度との関係、要するに費用対効果の問題です。ちゃんとやっているんだろうかということも誰も日本では研究していない。誰もないです。それに関する興味、関心も非常に低い。お任せスタイルなんです。だけど、これはちょっと変だと思います。社会学的、何になるんですかね、知りませんが、どのような裁判所の分配になっておいて、そこにどれだけの事件があって、それが何日かかって、準備されているのかと。それでいいのか、悪いのかという評価の問題とか、全体の国家予算、さっきおっしゃったように、一つも増えていません。でも変ですよ、諸外国に比べても非常に低いと。なぜそうなっているの

かというような実証的な研究というか、調査があつて、そういういろんな話が出てこないとおかしいので、末端のところでもちょっとした合理化とか何かをしても、大したことになるような気がするんですけど。

だから、それを誰が手を付けるかという大問題はあるんだけど、やっぱり誰かがこのところを大きく俯瞰してもらって、ここに問題があるということの問題提起は、やっぱりやっていただく必要があるというふうに、若かったら自分でやってもいいんだけど、これは予算とか移動もありまして、人的にもものすごく労力のかかる問題だと思いますが、しかし、自分でやる必要ないんですから、予算の裏付けがあれば、そういう専門家を何人かにお願いをしてやってみるとか、何かそういうことを少し考えていただいたらどうかという気もいたしますがね。

(赤羽協議員)

今のお話で言うと、労働審判について、東大の佐藤岩夫先生が、労働審判を利用した方のアンケートみたいなのを全国一斉にやったらいいですね。これは最高裁も協力してやったらいいですね。その結果、普通の訴訟よりも、労働者審判のほうが利用者が非常に評価が高いと。最高裁もそれは無視できないだろうということで、今回の背景にはそういったことも、ただ、これは限られた調査ですので、今、先生がおっしゃったように、全般的な費用対効果の調査というのは必要だと思います。

(中川委員)

ADRを進めるという問題もあるし、大体民事訴訟の促進ということを言われているけれども、非常に時間がかかっているというのが我々の実感ですよね。そういう問題とか、いろいろあると思うんですけど。

(松永委員)

労働審判の評価が高いという、限られた中でもこれだけ評価が高くて、今回の長野、静岡、広島はやはりメーカーも多いですし、そういう意味ではトピックに溢れていると思います。是非ここはマスコミか何かに取り上げていただきたいと思います。そして、その材料を是非提供していただきたい。

あともう一つ、諸外国との比較について、前回私が裁判費が対外的に比べてどうなのかといたら、春名さんが調べてくださいました。今日資料をいただいたんですが、人口一人当たりのGDPに対する裁判所予算の割合が、ドイツが0.318に対して、日本は0.0066%という、ほかのヨーロッパに比べても、スペインも0.12、イタリアも0.19に対して、0.0066%で、相当低い。何かこういうのも出して行って、裁判官の給与とかそういうことではなくて、本当に正しい使い方を。そのために、本当今回の労働審判の話はいい話だと思いますので、是非お願いいたします。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(井田委員)

司法アクセスの話で、司法改革のときにも一つの大きな柱で、今日お聞きした話は、まさに物理的なアクセスといいますか、ユーザーの利便性に直接かかわるところのお話だったのかなと思います。それで、もちろん私も記者としての振り出しが札幌で、やはり管内が広いので、2、3時間かけて札幌に行くよりも、車で30分でヒュッと行ける近くのところだと思う方がいらっしゃるのとは当然だと思います。

それで、お聞きしていて、やっぱりなるほどと思ったのは、そういう単に近くて便利ということだけでなく、遠いことが、本来だったら裁判所に持ち込みたい話を裁判所に持っていくことに尻込みする気持ちを起こさせるというところがすごくあって、そういうのってなかなか数字にすることが難しいですよ。調査といっても、こういう、もしここに裁判所があったら行ったのに、遠かったから行かなかったということをやなかなか実証的に示すことができない。もし何かそういうデータがあるのなら教えていただきたいなと思ったのが一つです。

もう一つは、そういう司法アクセスの大事さとは裏腹に、最高裁の今のポリシーを見ると、むしろ地裁の人員を充実させて、そのことによっていろんな裁判官がいて、いろんな事件もできますよ、それから、もしかしたら期日も入りやすいのかなとか、何か集約化の利便性というのをむしろ強調されたいという立場なのかなと思うんですけども、皆さんからご覧になって、それはやはり当を得ているところもあるやなしや、そのあたりもお聞きしたいと思います。

(赤羽協議員)

それは私というよりも、経験豊富な先生方が今いらっしゃるのです。

(村越会長)

東京あたりで、何か。どうですか。

(長田副会長)

最初の事例集積は、私北海道なんですけれども、赤羽先生が所属されている委員会でも、かなり具体的な事例も集積しているし、地元でも割とそういう具体的な事件の集積もして、そして、地元のマスコミにも取り上げてもらってきてはいるんですね。だから、その点は、北川さんからもご指摘いただきましたけれども、やっているつもりではいるんですけれども、十分かどうかはおいて、一応そういうことでマスコミにも結構取り上げられているんですけれども、最高裁がそののところに応えてくれないという、そういうところの問題で先ほどの司法予算の壁があって、どちらかというと、一定の予算の枠内で運用だけで改善していくというそういう考え方だと思うんですよ。

(赤羽協議員)

問題事例は、かなりこちらでもデータとして集めて、泣き寝入りというのはかなり起きていますので、それは最高裁のほうにも伝えたのですが、先ほどの本庁に事件が集約化されていくというのは、確かに傾向としてはありまして、支部ではやれる事件がかなり限られてきています。ここで面白い現象があるんですね。裁判官が本庁に集約化、なるべく人数

を本庁に集めるという傾向の中で、支部というのは何をやっているかという、刑事事件、民事事件、家事事件、少年事件、いろんな事件が混在化しているんですね。それを一人の裁判官がやる。本庁に行けば民事部、刑事部、家庭裁判所みんな別々ですから、それなりに専門的な、特に東京などはもっと専門化していますけれども、支部でそういったいろんな事件が混在化しているということに加えて、割と支部というのは若い裁判官がいるんですね。この前聞いた和歌山の話ですと、裁判官経験が5年の方が、原則10年間の経験が必要な判事と同じような資格で裁判できる特例という制度があるのですが、そういう制度に基づいて若い裁判官が支部に赴任し、民事も刑事も家事もやるということです。ただ、経験年数が5年、6年ぐらいの若い裁判官ですから、はっきり言えば、あまり経験したことの無い問題も多いわけです。一生懸命勉強して覚えていくらしいのですが、だけど、考えてみると、そういった民事も家事も何でもやる支部こそ、経験豊富な裁判官こそ必要ではないかと思えます。その辺は難しいところがあると思うのですが、基本的には効率性というものを優先しすぎているという感じがしますね。

(長田副会長)

限られた資源をどう活用するかというのを何回も協議の場で言われるんですね。

(赤羽協議員)

これは裁判官がもっといれば、いろんなことができるはずだと思うんですね。

(北川議長)

あとはよろしいですか。

(湯浅委員)

すごく初歩的な質問で。交通費ってたしかに重たいですよ。それで交通費で訴訟費用、入れて勝ったときとか、それも含めて出してもらえるんですか。

(長田副会長)

もらえないんです。

(湯浅委員)

もらえない。そうすると、確かに厳しい人は厳しいでしょうね。

(赤羽協議員)

地方に行くと新幹線が通っているということもあって、新幹線だと30分だ1時間だという距離のところがあるのですが、ただ、労働審判なんかの事件、労働者からいけば、新幹線なんか使わないで行くとなると、もう2時間3時間かかる。その場合の費用も自腹になると。そういう現状です。

(湯浅委員)

それは厳しいですね。

(村越会長)

最後に一言。今回、こういう協議をやりまして、最高裁のほうは局長さんがみんな出てこられ、こっちは副会長も出てという協議を1年4か月、9回ぐらいやりました。最初か

ら、信頼関係が大事ですねと、言い続けてやってきたんです。最高裁と日弁連が少しはい雰囲気になってきて、関係は進んだなと思います。これからもこの協議だけで終わりということではなくて、また執行部代わりますけれども、信頼関係があることを前提にやっていきましょうねという合意で、一旦店を閉めています。これからもいろんなテーマで最高裁とは話し合いをもっていく、そういう時代には入ったのではないかなというふうに思っております。

(北川議長)

今、店閉められたというのは、一旦これで終わりということですか。

(村越会長)

今回の協議については。このテーマの協議は一応、これだけのことはやりましょうというところで一回今年度は終わりです。

(北川議長)

それも一つの方法でしょうけれども、継続的なことというか、執行部代わりました、また20年間何も、というような。

(村越会長)

いやいや、そうはならないように。

(北川議長)

そういう議論が、組織論だから、相手もいろいろお考えあるでしょうけれど、絶えず動いているし、議論として必要なんだと思います。

(長田副会長)

労働審判に限っていうと、広げたところの実績がどうなるかというのかなり重視しているんですね。そこが実績が広がると、今敷かれた最高裁のラインがもっと下がって、今回実現しなかった裁判所の支部まで拡大していくとかという話になるので、広げたところの今後の運用もかなり重要になると思うんです。

(北川議長)

だから、店じまいしてしまったら、分からないというようなことにもなるということですが、これは村越会長の時代の一つの新しい成果かなという気がしますけども、この議論はこれで一応終わらせていただいてよろしいですか。

では、引き続きご検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

議題②若手支援の取組について

(北川議長)

第2の議題に移らせていただきたいと思います。「若手支援の取組について」を検討していきますが、まず、川上明彦副会長にご説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(川上副会長)

副会長の川上です。私は愛知県弁護士会の会長でもあり、北川議長が知事をされていた三重県のすぐ隣にあります。また、中川先生には、司法制度改革推進本部の時代に弁護士報酬規定の問題で、ご説明させていただいたことがありました。

さて、今日は、若手支援に関して色々ご説明させていただきます。資料を見ていただきたいと思います。現在、司法試験合格者は、平成27年度で1,850名、平成26年度で1,810名。それ以前は、約2,000名台が続いていたわけです。いずれにしても、かつての合格者年間500名の時代とは全然違いまして、若手が急増していることは間違いありません。

そして、会員数が急増する中、現在、3万8000名ほどにはなっています。弁護士の司法修習期は、弁護士1年生が68期ですが、会員の中央は、58期とか59期あたりですので、この10年の間に若手が急増したかをご理解いただけたらと思います。

そういう中で、日弁連として、また、弁護士会として、どのように若手支援を行っていくかということです。弁護士が市民の皆さんのために活躍することができるためには、相応な人的なボリュームが要ります。ただ、その数とともに、その質も大事です。しっかりとどのような形で支援し、市民の皆さんを助けることができる弁護士をつくりあげるのが課題であり、その方針で、若手に対する支援策を行っているわけであります。

資料6/11をご覧ください。2/49でございます。現在、若手が非常に増えてきています。日弁連としては、救済というよりも、市民・国民のために弁護士が仕事ができるような若手のための土壌づくりをいかにするか、そして、いかに若手のサービス提供面でのレベルをやるかということです。

支援の内容ですが、資料6/11が支援策の大体概要です。当然、弁護士になったばかりの若手については就職、そして開業支援をするわけです。次に、どのような経済支援をしているのかということです。更に、もう一つは、業務的にどのような形で若手を支援するのか。また、業務支援をするということは、いかに国民・市民の皆さんのところに高い法的サービスをするのかということでもございます。

ということで、少し簡単にその部分をご説明させていただきます。この中でも開業・就職ということに関しまして、今大体先ほど申しましたとおり、年間1,800余名の合格者が出ています。このうち、1,700程が弁護士になります。ひとつには、求職求人ナビです。弁護士にとっても、OJTの関係も経済面でも、就職は大事ですので、その支援を行っているわけです。

次に、どのような就職情報があるのかという視点から、相談会を各種行っています。企業内弁護士に関する説明、あるいは、最初から独立開業する場合のアドバイス、この場合、新人弁護士というだけでなく、イソ弁・勤務弁護士の速めの独立に備えての独立開業のアドバイスであったりします。

これらを所管する日弁連の舞台としては、若手弁護士サポートセンターがあります。若手は、弁護士としての資格は当然取っていますが、若手が若々しくデビューする時についても支援をするわけです。

それから、やはり弁護士数がこれだけ増えてきますと、経済的支援が不可欠になってきます。本年度は、弁護士会費の減額をしました。入って登録してから2年目ぐらいまでは少し下げてくださいという弁護士会はあります。会費は、4万円ほどです。というところと年間費と間違えられることがあります、月額です。弁護士には弁護士自治が保障されていますが、それは、経済的にも独立失って弁護士会の会務に関する経費等を支出します。会費で、その運営費を支えています。資金的援助が国からあるわけでもありません。まさに独立しているところの弁護士自治から来ているわけでございます。

会費は、弁護士会の運営の要となります。会として言いますが、もちろんご承知のとおり日弁連とそれぞれの単位会があるわけです。

それから、登録料の減額。もう一つは、最近では育児休業中の会費の免除です。これは「育免」と呼んでいますが、子育てに関しても、若手支援として経済的支援を行っています。

それから業務支援の特徴は、チューター制度です。最近では、オン・ザ・ジョブトレーニング、弁護士の仕事ですから、プロの仕事でなくちゃいけないわけです。なりたての卵ですとかひよこでは済まされないわけです。本当にプロでなくてはならない。依頼者から見たら常にプロであり、高度なサービスができなくてはなりません。早い段階でできるだけプロとしての技術向上等を目指すということ、業務支援のひとつとして行っているわけです。このチューター制度は、日弁連と全国の弁護士会の半数の26会が実施しています。これは、ベテランの弁護士が入ったばかりの新人弁護士に対していろいろな仕事の話をしたり、悩み解決のための相談にのるというものです。これも中にはお酒を飲みかわしながら、いろんなことを話し合いながらということもあります。要は、若手を育てていくという制度でございます。大韓民国での大韓弁護士協会では、これに類似した制度として、メンター制度を導入しています。日本では、それがチューター制度にあたります。

それから、司法修習生を終えて、最初から独立して弁護士業務を行う若手もいます。今でも、イソ弁とか勤務弁護士になることが有力ですが、最初から独立開業する人もいます。そこで、その若手向けの支援として、独立開業をする場合のマニュアル等についての提供もしています。

更に、国際化している現在、若手会員の国際会議への派遣の支援もしています。要は、インターナショナルで通用する弁護士を育てたい、そのきっかけにしたいということです。一覧表にあるとおり、法科大学院の弁護士履修制度との連携ということで、法科大学院との連携もしています。それから、この業務支援の中で、村越執行部として、力を入れて実現しましたのが、研修無料化とそれに向けた研修パスポートの段階的減額というところなんです。これは日弁連で行うeラーニングと呼ぶインターネットでの研修とか、ライブ中継による研修です。この研修無料化は、本年7月1日から実施いたします。これも若手の経済的負担を軽くしながら、できるだけ若手にプロとして学んでもらおうというわけです。

今、ご説明したようなものが、若手の支援策ということでございます。次にお話しした

いのは、若手弁護士カンファレンスです。その次のページの 7/11、8/11 をご覧ください。村越会長のにこやかな写真が両方に写っておりますが、これが若手弁護士カンファレンスの状況です。協議、会議です。これは若手弁護士から自由に発言してもらおう、そこから若手の生の声を聞こうというものです。その中から日弁連執として、若手の声に響く制度を構築していこうということです。これは、私たちは 27 年度執行部ですけれども、その前年度の 26 年 8 月から行われています。これが 7/11 でございます。

次に、その裏側の 8/11。これは昨年 2 月で行われたものです。全国から日弁連に若手が集まりました。ここによく来る若手は、やる気満々といひましようか、そういう方たちが来ていたわけです。若手の声を聞くことは、昨年度だけでなく本年度も力を入れました。各弁連といひまして、各地の弁護士会連合会は、全国で 8 ブロックに分かれています。その中で、若手弁護士カンファレンスを中部弁護士連合会及び四国弁護士会の大会前夜に本格的に行いました。単に東京に集めるだけでなく、地方でも行うという施策です。これを 28 年度ではさらに広げたいと思ひます。

それから次に、資料 9/11 を説明させていただきます。やはり新人弁護士にはトレーニングが必要なわけですね。しかし、そのトレーニングをするにあたっては、どんな形であれば、若手が参加しやすいのかというポイントがござひます。日弁連には e ラーニングと呼びまして、268 コンテンツがあるインターネットを通した研修ですね。先ほど、申し上げた研修無料化の内容ですね。

それから、10/11 をご覧ください。実は、今、司法試験の年間合格者は、一時期は 3,000 名を目指した時期もござひますけれども、それが 2,000 名台となり、現在では 1,800 台となっております。そういう中でやはりかつての 500 人時代とかに比べたらずっと増えております。したがって、弁護士の初歩的なレベルで市民・国民の方々に迷惑をかけるわけにはいきませんので、ともかく基本的・初歩的な研修シリーズの作成に入りました。コンパクトシリーズですね。ちょっと見ると初歩的だなと思うところもござひますけれども、それも大事ですね。不動産登記の登記簿の取り方から、戸籍、内容証明郵便、商業登記、職務上の請求とか、弁護士会照会まで、手取り足取りですね。弁護士の出発を考えれば、こういう丁寧さも必要であろうと考えて、本年度からコンテンツの制作に入りました。このような形で、いろいろと若手支援という形で行っております。

ということで、べらべらと喋りましたけれども、若手弁護士は急激に増えておりますので、その対応が必要なわけですね。こんな例をお話しすると怒られるかもしれませんが、やはりレベルを上げておかないといけない。現在の例ではありませんが、かつては、刑事事件の法廷で、第一回公判まで接見に行っていなかった若手弁護士がいました。なぜ接見に行かなかったんだと聞きますと、接見禁止が付いていましたからと、笑い話にならないこともあったようですね。だから、そのようなことが絶対にならないように、あらゆる意味でいろんな研修をするということで、手取り足取りという部分はござひますけれども、丁寧に研修などをして弁護士会のレベルを上げたいということでやっております。常に目を光らせてやっ

ております。以上で簡単でございますけれども、ご説明とさせていただきます。

(北川議長)

川上副会長、ありがとうございました。それでは、この若手の支援の取組について、委員の皆さんからご意見を頂戴いたしたいと思います。どうぞ。

(湯浅委員)

会長の若手弁護士カンファレンスいいですね、笑顔もいいと思います。今年度は、各弁護士会連合会ということで、それは広がるのはとってもいいと思うんですけども、会長もやられたらいいんじゃないですか。やらなかったんですか。

(村越会長)

いやいや、ブロックで私が行って、執行部が行ってやっている。

(湯浅委員)

各ブロックに皆さんが行くんですね。

(村越会長)

はい。

(川上副会長)

全部、顔を出しております

(村越会長)

これは、東京に来てくださいと言って、東京に呼びつけてやったわけではなくて、こっちから行きますよということです。各弁連大会があるので、その前夜に是非やってくださいというお願いをして、今年度は2か所がそれを企画してくれたので、執行部全員が行って参加しているわけです。これは8か所やられると、とても大変なんですけれど。

(村木委員)

こちらは80名応募、定員となっています。そのときの応募状況とか反応とか反響とか少し教えていただければと思います。

(川上副会長)

やはり、非常に声を出したいという方がたくさんいまして、やる気を持って来る。ただ、そうすると、やる気を持ってそこまで来る人たちが、普通の意見を持っているかどうか、ちょっと考えてみる必要もある。勢い込んでくる人たちがたくさんいらっしゃいます。かなり思い切った発言だと思うことがたくさんありました。

(村越会長)

普通だと、弁護士会に割り振って、各弁護士会から2人出してくださいとか、そういうふうにするんですけど、これは一切やらないで、勝手に手を挙げてくださいと。誰でもいいですということで早いものから80名で切ったのですが、だから誰が来るか。どんな人が来るか全く分からない。大体そういう人は執行部に文句言いたい人が手を挙げて来るわけで、とてもスリリングというか、リスキーな企画でありましたけれども、何とかうまくいきました。

(川上副会長)

もう一つ、若手に関する視点をお話ししたいと思います。今まで述べましたのは、若手を支援の対象として見ているわけです。しかし、若い弁護士さんは、次代を担い主体的に会務を運営するわけです。そこで、本年度は、若手がいかにしたら、どんな形にしたら、日弁連を築いていくのか、会務参画について、各弁連から若手に出てもらいまして意見交換をしてもらいました。

現在、日弁連では、若手支援という面と若手の会務の主体的参加の両方から、政策を進めているということでございます。

(村越会長)

若手の参画を考える会議は、今年度3回やって、正式にワーキンググループを作りました。

(川上副会長)

ワーキンググループは、この1年で仕上げるスピードで議論します。本年に入り2回ほど終えて、いよいよ次年度に入っていこうというところです。

(村越会長)

補足を稲田さんが何かあれば。

(川上副会長)

稲田さんに補足していただく前に一言お話しさせていただきます。若手の発想の違いには非常に面白いと思いました。それは何が違うかといいますと、若手は、OA機器とかインターネットその他の使いこなしについて非常に強い。全然違うんですね。それから、ペーパーレスなどについてもドライに大胆に考えていたりします。その感じが違うものについて生の声を聞くことの大事さを実感しています。

(稲田会長特別補佐)

弁護士の稲田と申します。私は肩書きを見ると、会長特別補佐とあって、これは何だろうと思われる方もいらっしゃるかと思うのですが、実は今年副会長が全員男性でいらっしゃって、それで、男女共同参画の観点から、これはあまりよくないということがありまして、私が去年日弁連の理事をしておりまして、その中から選出をいただいて男女共同参画の観点ということで、こういう肩書きをいただきまして、執行部の中に入れていただいて、議論にいろいろ参加をさせていただいているという状況にあります。私は49期、今年でちょうど20年目になるんですけれども、高知弁護士会、村木さん、高知大学ご出身だと思っております。高知のほうから参っております。日弁連における要するにダイバーシティを確保するというか、女性でもあるし、ある程度若くもあるしというところで入らせていただいているという状況にあります。

担当の一つの分野として若手の意見反映、若手の会務への参画ということがあります。60期以降、要するに今68期ということで一番新しいんですけれども、60期以降というのが4割になっています。ということは、そこの意見を取り入れていかなければ、それは民

主義としてやはりおかしなことになる。次世代を担っていく会員がいなくなるということになってしまいますので、いかにその意見を掘り起こしていくかというところが、すごく大事になってくると思います。

今も実は、正式に若手会員の会務への参画に関するワーキンググループというのが立ち上がりまして、ちょうど今日、第2回目で会議をやっておりました。そこで出た意見としては、日弁連というのが、一体若手にとって何なのかと。ちょっと遠くで偉い方たちが何か政策を議論しているらしいけれども、自分たちからは少し遠い存在になってはいないかというような視点もあったりして、もう少し若手の会員に日弁連そのものについて、考えていただく。日弁連をもっと身近に思っていていただくということが必要なのかなということを感じています。

そのまず第一歩としては、委員会活動ですね。日弁連は様々な委員会がございます。刑事弁護から子どもの関係から法教育から消費者から様々な本当に数多くの委員会があるわけですが、そこに若手がまず参画をしていって、そこで日弁連の活動を理解して、日弁連に対する帰属意識ももってもらい、弁護士自治についても考えてもらいということが必要だと思うのですが、去年、正式なワーキンググループの前には、意見を持った若手に集まってもらった。そういった会議をやったわけですが、その中では会務への参画の仕方をどうしたら若手が参画をしやすくなるのかということについて、議論をしました。

例えば委員会の委員になりたいくても、若手だとなかなか入れないような委員会があるとか、重鎮ばかりが居座ってなかなか入れてくれないから委員になれないとか、あるいは委員会の時間の持ち方がどうなのか。男女共同参画等の観点から、参加しやすい時間帯になっているとか、あるいは意識の問題として、楽しければ参加をします。やはり自分がその組織体の中で役割を与えられて、仕事をして、そこに対する評価、フィードバックが返ってきて、自分が役立った感というのがあれば参加をするんだとか、そういういろんな意見がありました。会務をやる人とやらない人の二極化もすごく進んでいる。会によっては、会務をやらない人は負担金みたいなものを払ってくださいというところもあるんですね。やらない人は年間5万円だとか、そういったような負担金制度みたいなものがあるところがあるのですが、そういったところについては、負担金というのではなくて、これは例えば委員会、若手から出た面白いアイデアとしては、自分が気に入った委員会に、ふるさと納税ではないですけども、そういうふうな形で払うようにしたらどうかとか、思ってもみないような面白い意見があったりして、いろいろ若手の意見を聞くということは、とても大事なんだなということを感じています。

第2ステージとして、そういった会務への参画ということを何か分かりやすく成果物にしていけたらいいなと思いますし、より大きな日弁連の重点課題、例えば法曹人口問題であるとか、例えば司法基盤整備の問題もそうですけれども、そういったもうちょっと大きな問題についても、若手に関心を持ってもらって、そこに意見を反映できるように何とか

体制をつくっていけないかというところを今真剣に議論しているという状況でございます。以上です。

(中川委員)

非常によく分かりました。そうだろうなと。ちょっと質問があるんですけども、今4割とおっしゃいましたよね。5年以内の方が。これ、5割を超える時期というのはいつ頃か、大体分かりますか。

(稲田会長特別補佐)

今申し上げたのは、60期以降が4割と申し上げたのですが、今一番新しいのが68期ですね。

(稲田会長特別補佐)

9年分で今4割。

(中川委員)

今、67期ですよ。

(川上副会長)

今、68期です。

(中川委員)

そうすると、あと数年？

(村越会長)

あと3年経てば半分いきますか？

(稲田会長特別補佐)

合格者数によりますけれども。

(中川委員)

そのシミュレーションはやっておられる、いずれにしろ、いつか半数を超える時期というのが出てきますよね。近い将来。

(川上副会長)

もう合格者が1,800ということで、かつての500名ぐらいに比べて、差がどんどん開きます。

(中川委員)

そうですね、私が思いますのは、本当にうらやましい。今どの社会のセクターも全部高齢化なんです。いかに高齢者を使うかということの議論に集中している。全く逆ですよ。こんな恵まれた人口構造の会はないですよ。本当ですよ。そういうことは、何を意味しているかということ、この若手の活力をどう利用するかと。利用すればするほど、すばらしい会になっていくという、その一言に尽きますね、これは。ですから、さっきおっしゃったように、支援も大事だけれども、やっぱりこれどういうふうに若手を登用というか、知恵を活用するか。ここに全力をあげれば、すばらしい日弁連になるのではないかと。もちろんいろんな意見、多様化していますから、価値観は。そう簡単にはまとまりません

けれども、けれどもやっぱりおっしゃっているようなものすごいアイデアを持っている人、あるいはものすごい活動力をもっている人がいっぱいいますから、それをどううまく吸い上げるかという仕組みづくり。これは実に大切なんじゃないかなというふうに思いますし、組織を維持していくための一番重要なことではないかなと。

だから、例えば、企業にいたらすぐそんなこと思うんですけれども、例えば会長とか副会長の定年をつくってしまうとか、60とか65で、それ以上の人は選任しない。あるいは委員会の3分の1は若手にするとか、女性は何割にするとか、何かそういう彼らにとって、自分らのほうに目が向いているなというメッセージみたいなものをバートと発信するというのも、非常に大切だと思いますし、おっしゃったように、活躍の場ですよ。名誉とか何とかは、若い人は全然要らないですよ。そうじゃなくて、今自分がやっている仕事が楽しいかどうかなんですよ。ゲームなんですよ、要すれば。悪い言葉で言えば。だから、そういうセンスで彼らの活躍の場を与える。それからアイデアを引き出していくという、何かそういうことを考えていただければ、本当にすばらしい、これは財産をお持ちだなと私は思います。

(松永委員)

今、まさにおっしゃった、私もいくつか社外役員をやっているんですけれども、若手から経営への提言というのをを出していただき審査しました。それがみんなすごいアイデアなんですよ。読んでいられないぐらい分厚かったんですけれども、審査する側が飽きないぐらい、先ほどおっしゃったITに関する提案がずば抜けているんですよ。そうすると、若手ならではの、やはりこの議事録が見づらいとか、これがきちんとデザイン化されたほうがスマホですぐ見られるとか、そういうアイデアに溢れていました。だから若手支援というのではなくて、今、本当に中川先生がおっしゃったように、若手のアイデアをもっと生かすという意味でコンテストにして、一つのゲーミフィケーションのアイデアも若手からどんどん出てきたので、そういうことも是非トライされたいかかと思えます。

(川上副会長)

そうですね。今おっしゃられたとおり、若手の発想というものが、非常に今世代に馴染んでいるということで、そういう点では、その点をちょっと考えております。例えば会議を行うにあたって、弁護士会の支部でも、距離的に離れていても簡単に会務に参加できる。車で2時間、3時間ではなくて、支部や事務所に、当然機材を置いてやる。要するにそこに会議用のものを置いて、いかにそれが参加しやすいようにするとか、スカイプを使ったりとか、新しい機材を使ったりです。それによって、男女共同参画、出産した女性も含めていろんな人が地方でもどこでも参加しやすい環境が生まれます。若手が参加しやすい環境を、若手が慣れているOA機器をフルに活用したいということです。村越執行部では、まだ始まったばかりですけれども、全国各地の弁護士会に機材の補助費を出しまして、まずは変えてみようという動きを始めています。まさにおっしゃられたとおり、若手が中心で主体になる形のことを今考えています。

(松永委員)

あともう一つ、日弁連はナレッジの集積だと思うのですが、本当にそれが読みやすく、みんなに流通していくという、その仕組み作りを是非お考えいただきたい。どうも議事録も長いといえますか。もうちょっとコンパクトに視認性高くというような、そういう視点も必要ではないかと。

(川上副会長)

A 4、1枚ですね。

(松永委員)

そうですね。

(稲田会長特別補佐)

ちょうど会議で議論していたのですけれども、日弁連も FAX ニュースとかでいろんな情報を流していて、会議に実際に参加した者から見ると、非常にこれはよくできたまとまった資料なんですけれども、ただ、若手は FAX で来てもとにかく読まない。長い。一つに、取っかかりがあるコンパクトなものがあれば、そこに興味があれば、さらに情報を日弁連のほうに取りに行くとか、そういった段階的なのとか、キャッチなもので興味を持って、それから調べていくというような取っかかりがあればいいんじゃないかなというような意見があったり、あるいはポータルサイトみたいなので、常にこれが目に入ってくるようにしたらどうかとか、あとおっしゃったような IT 関係のアイデアはいろいろ出てきて、私はついていけないところなんですけれど、すごいなと思いました。

(川上副会長)

皆さんがいわゆるパソコンを開くときに、どの画面を最初にお出しになるか。ヤフーとかいろいろあるでしょう。日弁連のホームページをトップ画面に出すことはあり得ないですよ。弁護士でも、それはないと思うんですよ。いろんなことを今の時代にあった情報や興味あるコンテンツを提供できるように日弁連の画面も将来はしなければいけないと思います。長い意見書とかではまずいわけですが、考えなければいけないと思います。特に若手支援をしておりますと、そう思います。

(中川委員)

私の感覚では、それはあまりどうかと。日弁連が情報を提供するというのをあまり期待していないと思いますよ。

(川上副会長)

そうですか。

(中川委員)

むしろ友達ですよ。友達だから、すぐこれを取り出して、この間も一つあったんです。質権の登録ってどうするのか、ほかの弁護士に聞いているんですよ。友達弁護士に聞いている。そうしたら、10件ぐらい回答がバーッと来て、こういうときはああするんだ、こういうときはああするんだと。たまたま僕がそれを傍受をしておったんです。そうか、今

の若手はこれかと思いましたね。もう即ですよ、即座。バーッと発信したら即座に回答が来ると。しかも、それがそういう長いものではなくて、もっと簡単で分かりやすく、お友達同士だからバーッと行くんですよ。

(稲田会長特別補佐)

それこそ、先ほどフェイスブックとかツイッターとか、そういうものを活用したらどうかという意見もありました。

(中川委員)

だから、むしろそっちのほうを促進してやるという考え方に立ったほうがいいような気がするんですけど。

(村木委員)

4割5割になる人たちだから、会務に参加するというのは、まさにどんどん主体になって、今おっしゃったようなことでやっていかればいいと。もう一つは、仕事の質を上げていただくというところで、工夫があるだろうという気がします。私も弁護士さんの仕事って、自分が事件で弁護士さんたちにお世話になったときに経験したものは自分の事件そのものが研修場面みたいになっていて先輩がいて、その中で、相当トレーニングを受けながら、揉まれているのをずっと見ていたので、本当の伝授はそういう形でやるんだろうなと思いました。何の職業と似ているかという、お医者さんとちょっと似ているかなと思いました。お医者さんは、最初は研修医制度があって、それから、最近は専門医制度というのができて、その中で自分の得意なものについてちゃんと資格を持つということもやっている。あと、自腹で学会へも参加をしていますよね。それは聞きに行くだけでなく、自分が発表することも。

お医者さんについても、さっき中川先生がおっしゃったのと同じで、こういう患者のこういう症例というのをどうやって、どううまくいったかとか、そういう医療の情報を相互に交換できるかなり高い有料のネットがあって、ものすごくたくさんのお医者さんが入っていて、ふつうは取れない情報がきちんとそれで取れるので、かなりあてにしてやっている人がいるという話を聞きました。だんだんそういうものも活用して、そのかわりそこに変な人が入ってこない、品質のいい状態を考えるというのも、一つのやり方かなというふうに思いました。

(長見委員)

ちょっと話が戻りますけれど、先ほど、委員会の話をされていたのですけれども、委員会というのは、弁護士さんたちが自由に参加できるものなんですか。若手の人がこの委員会入りたいというと、入れるものなんですか。

(川上副会長)

組織的に言いますと、弁護士というのはそれぞれの地元にある弁護士会の委員会があります。もう一つは日弁連の委員会です。日弁連の委員会は、手を挙げたらすぐなれるものではありません。基本的には各弁護士会からの推薦とか、日弁連の会長指名が必要となり

ます。そこでは希望だけではなれないというのが日弁連組織です。ただ、各会のところにおいては、52 会、単位会では、いろいろな制度があります。執行部で選任して、この人を入れるというのも形式もあれば、希望者全員を委員にするなど、それは種々様々だと思います。

(長見委員)

私たちの関係では、消費者問題対策委員会というのはあるんですけど、若い人があまり入っていないので、みんな心配しているわけですよ。後継者ができるのかどうかというので、そうすると、若い人が自由に参加できるなら、いろんなテーマの委員会がありますから、それこそ村木先生がおっしゃったように、専門性と研修と同時にできる仕組みじゃないかなと思う。もうちょっと自由に参加できるものだと私は思っていたんですけど、その辺のところはもうちょっと自由にできれば。

(川上副会長)

今、先生のご指摘からは二つの視点をご説明したいと思います。一つは、日弁連の委員は、単位会が基本的に委員を出してくるものですから、委員の高齢化が進んだり、いろいろな問題があるかもしれません。また、各弁護士会では、いろんな委員選任方法がありますので定員があっても希望しても入れない単位会もあります。そういう弁護士会もあれば、私が所属している愛知県弁護士会なんですけれども、定員がない、そのため何百人という消費者委員会の委員がいるというものもあります。委員名簿に入っても、実際に活動で残るのは、一部です。要するに生き残る者だけで、興味を失っていなくなる者はいなくなる。種々様々です。今おっしゃられたとおり、若い、やる気のある人たちがいかに入れるような組織をつくるのか。これはポイントだと思います。先ほどお話しした会務の主体的参加と申しましょうか、そういうことをいかにやるかということについても、今研究していると言いましょか、意見交換したりとか、その分野も頑張っているということでもあります。

(長見委員)

外部の人たちとの意見を、現実の事件だとか、いろんな裁判だとかにも非常に具体的にテーマが出て、みんなで意見を出したりするので、やっぱりすごく勉強になると思うんですね、若い人にとっては。

(三宅副会長)

消費者委員会は割と人気があります。

(長見委員)

そうですね。ずいぶん増えました。

(三宅副会長)

だから、第二東京弁護士会などは、公的活動をやらないと、年間で5万円払わないといけない。その予算的に3,000万から4,000万ぐらい集まるんです。払う人が。やらないと。大体消費者委員会とか、労働問題の委員会とか、そのあたりはかなり人気のある、要するに専門性を身につけたいという人がいますので、公的な義務を課した以上は、積極的に受

け入れないといけないというので、やっぱり何百人規模になって、何百人では委員会は成り立たないんですけれど、とにかく入れているという感じはしていますから、積極的にその中でそれぞれ部会があって、建築の部会や、証券取引の問題とかも、非常にパートパートに分かれますけれども、その中で専門性を身につけていく方向で積極的に活動していくという実態があります。

(北川議長)

よろしいですか。

(長見委員)

ありがとうございます。

(北川議長)

次の項目もありますけれど、私ちょっと気になっているのが、経済的支援というのがあって、登録料の減額とか、こういうことを言い始めると、その会は減びると。登録料上げても、魅力ある情報を発信すべきだ、というのが勝ち組になる。だから、逃げられちゃうから減額していくというのは、減びの美学という考え方もあるのではないかと。私は状況はかなり分かった上で申し上げて失礼な形ですけれども、本当は、そこは入ったら本当に良かったとか、得したとか、勉強になったとかということが優先であって、現実分らないことはないけれども、会費の減額、免除というのが並ぶのが本当の意味の支援策かなというのは、正面切って書かれてしまうと、違うのではないかという。現実分らないことはありませんが、この発想こそ変えないとだめではないかというのが、ちょっと感じました。

(川上副会長)

おっしゃるとおり。それでもやっぱり入ると、いろんな魅力を持ったものにしなくちゃいけないですね。

(北川議長)

日弁連さんの存在自体が難しいからね。どう行こうかという、任意の会の皆さんがどこまでできるのかというのは難しいけれども、正面切ってこう書かれると、若干違和感があるかなというか。

(岡副会長)

その点について、強制加入団体で、入らないと開業できないという規制を敷いていることが一つと、さっきおっしゃっていただいたように、極めて順調なピラミッド型のすそ野が広がっておりますので、今までどおりの会費でやると、相当今は潤沢な財政規模になっておりますので、若い人にとにかく開業するために払わなければいけない登録料を減額しても、財政には影響与えない。それが減びの美学に向かっていくのかどうかというのは、ちょっとしっかり考えますが、今のところは大丈夫で、この措置をとっているというのが現状です。

(北川議長)

よく分かっているんですね。滅びの美学というのは言い過ぎたかも知れませんが、だからここは逆転にしたほうがいいんですよ。それでも魅力あるという、実は私活動領域の拡大やっていますから、市長になったとか、知事になっても弁護士料を払わなければいけないのかという、いっぱい出てくるじゃないですか。だから、逆に言うと、やっぱりそういう提供をするのが日弁連さんとしていいのかどうかという議論が、私は不確かなんですけども、会費が余っているから何とか回っていくんだというのがいいんですかね、という、失礼な話、現実をわきまえずに言っているんですけども、ある観光地が私の自慢何かと言ったら、会費が一番高いことだと、日本一高いことだということなんですね。それでも、構成員が全体で会費払っても、ペイがいくらでもあるから、もっと上げろ、もっと上げろと、こういう議論になって、榮えていると。ちょっと余計なこと指摘しました。次に行きます。すみません。

最後の項で、あと、会が控えておりますので、先急ぎですが。

それでは、ご予定がおありだそうでございますので、新しく会長にご就任いただく方にお越しをいただいておりますので、お二人からご挨拶いただくということで、よろしゅうございますか。それでは、お願いいたします。

(中本次年度会長)

大阪弁護士会の中本和洋と言います。会議を中断して申し訳ございません。市民会議の皆様方には、いつも貴重なご意見をいただいております、それを参考にしているいろいろと私も議事録読ませていただいております、本当にいいご意見をいただいていると思っております。引き続き、我々の執行部におきまして、ご協力いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

(出井次年度事務総長)

第二東京弁護士会の出井直樹と申します。よろしくお願いいたします。私、10年ほど前に事務次長を務めておまして、そのときも市民会議には出席させていただいております。また引き続きよろしくお願いいたします。

(北川議長)

どうもありがとうございました。引き続きまたよろしくお願いいたします。

(中本次年度会長)

また、次年度始まりましたら、どうかよろしくお願いいたします。失礼します。

議題③司法調査室の発足について

(北川議長)

それでは最後の議題になりますが、「司法調査室の発足について」、第3の議題とさせていただきます。吉岡事務次長からご説明をお願いします。

(吉岡事務次長)

ごく簡単に、私のほうからご報告ということでございます。事前配付の資料 11/11 をご覧

いただけますでしょうか。これは、日弁連の内部の組織ということでございまして、この図を見ていただければと思います。まず、室の再編案について、これは昨年作成したもののなのですが、まずこの室というのは何かというところをご説明させていただく必要があるのですが、日弁連には一般の職員の方のほかに、弁護士で日弁連の職員になっている者があります。それはいわゆる嘱託弁護士と我々呼んでいるのですが、それは専門的な弁護士としての知識が必要な執行部の調査、研究とか日常的な情報の収集とか整理を行う。あるいは会務の執行の際にこれを補助するというところで事務総長の指揮命令下にあつて、日弁連で仕事をしている弁護士たちというところでございます。一般的に言うと職員である弁護士ということですね。

それがそれぞれ担当分野がございまして、その担当分野ごとに室というものを構成しています。これが左側のほうに出ている調査室、広報室、国際室等でございます。昨年まではここに書いてありますとおり、室が上から順番に下までいくと全部で10、左側があったんですが、実はこの室の成り立ちが日弁連の活動の推移に伴って、いろいろ必要に応じて作られてきたという経緯もございまして、だんだん所管事項の境界がはっきりしなくなってきました。取り組むべき事項であるのに誰も取り組んでいないとか、あるいは逆に二重に二つの室で同じことをやっていたということがございまして、そういう意味では各室の担当分野に関連する問題がいろいろあるというのが分かってきたというところがございます。

そういうことで、こういう一つのテーマが複数のいわゆる室の所管事項に関連しているということもございまして、こういう現実的な問題に対処するというところで、この分野をどうしていくかということが、従前問題とされていたというところがございます。昨年にいろいろ検討した結果、テーマによっては、連携を深めていく室の統廃合が必要であろうということになりまして、その中、下の四つ、司法改革調査室、法曹養成対策室、情報統計室、立法対策室というのをいわゆる司法制度の関連の所管であった室ということなのですが、司法改革、あるいは法曹養成対策室等、一般的には法曹養成関係のものを扱っていたり、あるいは民事とか行政とか刑事とかのいわゆる裁判手続に関連する司法制度の改革を担当していたりということで、同じような視点を持っているということもありました。それから情報統計室は、情報の収集や分析ということ。それから立法対策はここにありませんとおろ、その結果どういう立法をすべきか、という点を検討するという室でございましたので、これらいわゆる司法制度関連の室というのを統合して、縦割りを排除して、連携しつつ、共同で連携できる分野は連携して取り組むという方針を立てまして、昨年末に統合するという方針が固まりまして、今年度の1月1日から、右側の司法調査室というものになりまして、この民事、行政、あるいは刑事、法曹養成、情報統計、弁護士の活動領域というものを所管する司法調査室というものになって、今後は横の連携を深めつつ、日弁連執行部の会務を補佐していくということになった、というところがございます。

ただ、これは試みとしてやっているものですから、1年経ったところで活動状況を検証

した上で今後どうしていくかはまた考えていくということで、とりあえず1年やって、そのときに来年からどうするかは、また今年のうちを検討するというにさせていくというところでございます。とりあえず、私のほうからご報告でございます。

(北川議長)

吉岡事務次長、ありがとうございました。これは組織のことですからよろしゅうございますか。ということで、ご検討いただくということでよろしく願いいたします。

議題④議長・副議長選任の件について

(北川議長)

次に、「議長・副議長選任の件」をお諮りさせていただきます。市民会議の規則5条で、議長1名、副議長若干名を委員の互選により選出するというになっております。任期は1年で再任を妨げないという規定でございます。ここで来年度4月1日から1年間の議長を選任したいと思います、自薦、他薦等ございますでしょうか。

(中川委員)

私としては、北川議長と井田副議長にお願いしたいということでご推薦申し上げたいと思います。

(北川議長)

それでよろしいですか。

(「 了承 」)

(北川議長)

それではよろしく願いをいたしまして、決定させていただきます。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

議題⑤その他

(北川議長)

次に、第50回目の市民会議の日程でございますが、日程が28年7月27日で、現段階で10名の方が参加可能ということで、この日にさせていただきたいと思います。時間は午後3時から午後5時までで開催させていただきたいと思いますので、ご予約をいただきたいと思います。

村越会長は、懇親会の席でご挨拶いただくということでよろしいですか。

(村越会長)

はい。

(北川議長)

ではそういうことで、ご挨拶は懇親会の席でいただくということといたしまして。事務局からよろしゅうございますか。

6. 閉会

(北川議長)

それでは本日予定いたしておりました審議を終了させていただきたいと思います。なお、ここで懇親会を開催させていただくということでございますので、皆様よろしくお願ひ申し上げます。

それでは終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(村越会長)

どうもありがとうございました。(了)